

〈カード認証利用規定〉

1. 対象者等

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）または貯蓄預金のキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます。）を保有する個人の方（ただし、非居住者および当社が別途定めた方を除きます。）は、カード認証を利用することができます。
- (2) 前記（1）に該当する方（以下「利用者」といいます。）は、当社本支店の窓口に設置したカード認証が可能な当社所定の機器（以下「カード認証端末」といいます。）を用いて、カード認証を後記4. に定める取引に利用することができます。

2. カード認証

カード認証とは、窓口での銀行取引において、本人であることの確認手段として、カード発行口座に登録された暗証番号を用いる当社所定の取引方法のことをいいます。

3. 本人確認等

カード認証による取引に際して、本人確認は次によるほか、当社が定める方法により行うこととします。

- ① 利用者がカード認証端末により入力した暗証番号と、カード発行口座に登録された暗証番号との一致を確認します。
- ② 前記①により一致を確認して取扱いましたうえは、カード認証による取引に用いた申込書等の書類につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。
- ③ 前記①の取扱いにおいて、当社所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カードの利用を停止させていただきます。
- ④ カード認証による取引にあたっては、取引をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当該確認ができるまでは取引を行いません。

4. 取引の種類

カード認証は同一名義口座（カード発行口座と同一のお客様番号である口座に限ります。）における次の取引に利用することができます。

- ① カード発行口座からの預金の払戻し等
- ② カード発行口座と同一の印章を届出印鑑とする口座における、預金の払戻し、定期預金の解約・書替、債券の購入・売却、投資信託の購入・解約 等
- ③ 上記①～②に規定する口座にかかる各種サービスの申込み
- ④ その他当社が定める取引

5. 利用方法等

カード認証は、次によるほか、当社が定める方法により利用するものとします。

- ① 利用者は、当社所定の払戻請求書等に署名し窓口に提出した後、カード認証端末にカードを通し暗証番号を入力するものとします。

- ② カード認証による取引は、資金移動を伴う取引の場合は本人確認後に取引に必要な資金を当社が確保した時点で、それ以外の場合は当社が前記3.の方法により本人であることを確認した時点で、成立するものとします。なお、取引成立後の変更・取消はできません。
- ③ 盗難等により他人にカードをカード認証端末により不正使用されて生じた払戻しについては、〈大垣共立〉カード規定に定める方法により補てんを請求することができます。

6. 取引内容の確認

利用者は、カード認証による取引について、通帳への記帳、またはインターネットバンキング等の取引明細の照会により定期的に確認するものとします。

7. カード認証の利用の停止

- (1) カード認証の利用の停止を希望する場合、利用者は当社所定の手続により届け出るものとします。
- (2) 当社において利用が不適切と認められた場合は、利用者へ通知することなくカード認証による取引を停止することがあります。

8. 障害時等の取扱い

- (1) カードの損傷等（ICチップ・磁気情報の読み取り不良を含みます。）により、当社が必要とする情報の取得ができない場合には、カード認証をご利用いただけません。
- (2) 停電・故障等によりカード認証端末による取扱いができない場合には、カード認証をご利用いただけません。

9. 規定の変更等

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、当社所定の方法で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取扱いします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、総合口座取引等規定集に収録の各規定、貯蓄預金規定、外貨預金規定集に収録の各規定、〈大垣共立〉国債等公共債規定集に収録の各規定、〈大垣共立〉投資信託約款・規定集に収録の各規定、〈大垣共立〉カード規定、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定（これらに付随する特約を含む。）が適用されるものとします。

以 上